

## 設置場所は「寝室」と「寝室がある階の階段」が基本

住宅用火災警報器は、基本的には寝室と寝室がある階の階段上部(1階の階段は除く。)に設置することが必要です。また、住宅の階数等によっては、その他の箇所(階段)にも必要になる場合があります。

平屋建ての場合



2階建ての場合



●寝室が1階のみ  
寝室(1階)に必要



●寝室が2階のみ  
寝室(2階)と寝室がある階(2階)  
の階段上部に必要



●寝室が1階、2階  
寝室(1階及び2階)と寝室があ  
る階(2階)の階段上部に必要

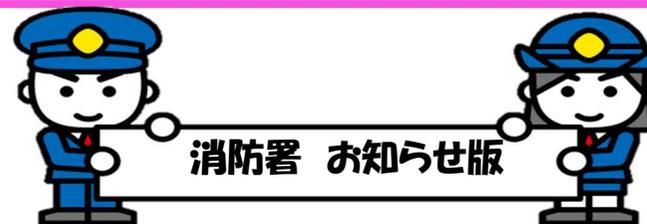
## 種類は「煙式」と「熱式」、寝室、階段には煙式を！

住宅用火災警報器には、煙を感知する煙式、温度変化により感知する熱式があるほか、電池式やコンセント式、天井につけるタイプや壁掛け式のもの、また感知した住宅用火災警報器だけが鳴動する単独型と無線で他の住宅用火災警報器と連動する連動型など様々なものがあります。

設置に関するもののほか、点検の方法・交換の目安など詳しくは富良野市ホームページ(右記QRコード)にてご確認ください。→



問い合わせ先 富良野消防署 指導係(広報担当) 23-5119



## 「住宅用火災警報器」取り付けましたか？

火災が発生したときは、目で煙や炎をみたり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳でぱちぱちという音を感じたり…と五感によって気づくことがほとんどだと思います。しかし、それだけでは、就寝中や仕切られた部屋などで物事に集中している時などには、火災に気づくのが遅れてしまいます。

そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが、住宅用火災警報器です。住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。

消防法令では、日本の住宅環境を踏まえて適切に機能が発揮されるよう、住宅用火災警報器の技術上の規格が定められています。最近では、無線で連動するタイプのものなど附属的な機能を持った住宅用火災警報器も販売されています。



NS マーク



検定マーク

これまでに販売されていた住宅用火災警報器には上図左のような「NS マーク」が表示されているものが大部分でしたが、住宅用火災警報器が国家検定品になり、今は上図右のような「合格の表示」が表示されています。